

飛騨市特定不妊治療費助成について

飛騨市では特定不妊治療費にかかる費用の助成をします。

高額療養費制度や岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合は、まずそちらの手続きを行った上で、飛騨市への申請を行ってください。岐阜県特定不妊治療費助成については県のホームページ等でご確認ください。

対象となる治療

体外受精・顕微授精による不妊治療(男性不妊治療のうち、当該不妊治療の一環として行う精子回収術を含む)

対象となる方

下記①②③すべてを満たしてる方

- ① 飛騨市に住所を有し、助成金の交付を受けた後も引き続き飛騨市に居住する意思のある方
- ② 指定医療機関(生殖補助医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関)で特定不妊治療を受けた方
- ③ 医療保険に加入している方

対象費用

対象となる治療にかかった費用(文書料、食事療養費等を除く自己負担相当額に限る。)

※医療保険等の規定により、当該治療費に係る給付を受けたときはその額を対象費用から差し引く。

※岐阜県特定不妊治療費助成や他自治体の助成を受けられる場合は、その額を対象費用から差し引く。

助成金額・回数

1回の治療につき30万円まで、1子ごとに通算10回まで(過去に助成金を受けている場合でも、その後に出産している場合は出産までの回数がリセットされます。)

申請期限

岐阜県への申請が先になりますので治療が終了したら、速やかに県に申請を行ってください。市の申請期限は県助成の決定の日の属する月から6か月以内です。

申請にあたっての留意点

- ・保険診療で治療を受けた場合、岐阜県の助成の対象となり、先に県に申請し決定通知を受ける必要があります。
- ・市への申請の際は事前に下記までお電話の上、窓口にお越しください。

必要な書類

- ・飛騨市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ・当該不妊治療費にかかる領収書、診療明細書
- ・飛騨市特定不妊治療費助成事業受診等証明書(県の岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写しに替えることができる。)

以下の書類は岐阜県への提出書類の写しで可

- ・夫婦であることを証明する書類(住民票の写し等。ただし、法律上の婚姻の届出をしていない者については、住民票及び戸籍謄本の写し等)
- ・夫および妻の加入医療保険証の写し
- ・県(もしくは他の自治体)の助成事業にかかる申請書及び助成金の交付決定通知書の写し
- ・限度額適用認定証の写し
- ・高額療養費決定通知等の写し